

(6) 第29回介護支援専門員実務研修受講試験の実施について

第29回介護支援専門員実務研修受講試験については、試験日は本年の10月11日(日)、合格発表日は11月24日(火)を予定している(正式には別途通知する予定)。

各都道府県においては、会場確保等の所要の準備を進められるとともに、本試験の実施にあたっては、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」(平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知)及び資料7のスケジュール(案)に基づき、適切な実施をお願いしたい。なお、台風の影響等を踏まえ、試験日の直前に調整を行う場合があるのでご留意いただきたい。

令和8年度 介護支援専門員実務研修受講試験事務のスケジュール(案)

資料7

時期	厚生労働省	都道府県 (又は指定試験実施機関)	登録試験問題作成機関 (公財)社会福祉振興・試験センター
4月		・委託契約締結 ・受験要綱準備	・委託契約締結 ・問題作成(4月～9月)
5月		・受験申込み受理(5月～7月) ・受験資格審査(5月～10月)	
6月			・都道府県に問題必要部数の登録を依頼(下旬)
7月		・試験センターに試験問題の必要部数を登録(31日必着)	
8月			
9月	・都道府県に試験本部登録の依頼 ・都道府県に受験者速報の報告を依頼	・厚生労働省に試験本部登録	・都道府県へ試験問題発送を連絡
		・試験問題受領(8日予定)	・都道府県へ試験問題を発送
10月	試験実施 <令和8年10月11日(日)>		
	・受験者速報を公表	・厚生労働省に受験者速報の報告 ・試験センターに答案データの提出(16日必着)	・合格基準の設定
11月	・都道府県に合格者数の報告を依頼 ・合格者数を公表	・試験の採点、合否判定 ・合格発表及び正答番号、合格基準の公表(全国統一)(24日) ・厚生労働省へ合格者数の報告	・都道府県に正答番号及び合格基準を通知(下旬)
12月		・都道府県において順次実務研修実施	
1月			
2月			
3月	・都道府県に令和9年度試験日程を通知、令和10年度試験日程(予定)をお知らせ		

(7) 家族介護者への支援

介護支援専門員が利用者のケアプランを作成するに当たっては、その家族の状況についてもアセスメントを行い、支援を必要とする家族等がいる場合には適切に対応する必要がある。こうした対応は、いわゆる「ダブルケア」への対応においても同様である。

令和6年4月から適用された法定研修のカリキュラムにおいても、ヤングケアラーや仕事と介護の両立支援に関する内容が盛り込まれたところであり、各都道府県におかれては、遺漏なきよう取り組まれない。

また、法定研修や各地域において開催される法定外研修の実施に当たっては、「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」や「YCアセスメントツール」、「仕事と介護の両立支援カリキュラム」等の活用をご検討いただきたい。

○関係資料リンク先

「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究（厚生労働省令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業）」（有限責任監査法人トーマツ）

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-young-carer.html>

「ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究（厚生労働省令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業）」（有限責任監査法人トーマツ）

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/yc-assessment.html>

【ケアマネジャー研修 仕事と介護の両立支援カリキュラム】（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/kai.go.html

（８）精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等

高齢の精神障害者の地域移行に関しては、介護保険による対応が必要となる場合も多いことから、介護支援専門員を中心とした介護保険サービスの提供側の「精神障害者を支援するためのノウハウ・知見」の習得が不可欠であるが、必ずしも十分ではないとの指摘がある。

これまで、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部では、都道府県地域生活支援事業の任意事業において「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業」のメニューを設け、各都道府県が障害福祉サービスに携わる者に限らず、介護支援専門員等の介護サービスに携わる者が参加することも可能な研修を実施できる仕組みを講じている。

各都道府県においては、管内市町村や居宅介護支援事業者等に対して当該研修を周知いただくなど、介護支援専門員等の介護サービスに携わる者の積極的な受講促進に協力をお願いする。（資料８）

さらに、高齢障害者の介護保険移行においては、相談支援専門員と介護支援専門員の緊密な連携が必要であることから、平成29年度及び令和元年度の老人保健健康増進等事業において、連携にあたってのポイントや取組事例等を整理したところ。

各都道府県においては、当該事業の結果について、管内市町村や居宅介護支援事業者等に対して周知いただくよう協力をお願いする。（資料９、資料10）

なお、令和6年4月から適用された法定研修のカリキュラムにおいて、障害者施策や相談支援専門員との連携に関する内容が盛り込まれたところであり、各都道府県におかれては、遺漏なきよう取り組まれない。

資料 8

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修

都道府県地域生活支援事業（任意事業）

- 長期入院している精神障害者の地域移行の推進においては、「障害福祉サービス等利用ニーズの増大」と「高齢化」という背景があるなか、これまでは精神障害者へのサービス提供が少なかった障害福祉サービス事業所、精神障害者の利用がそれほど想定されてこなかった介護保険サービス事業所（地域包括支援センター含む）や高齢者施設等についても、より積極的に精神障害者を受け入れていくことが期待されている。
- このため、精神障害者の特性に応じた適切な支援がより一層実施できるよう、障害福祉分野と介護分野の双方に精神障害者の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成するための研修を実施するための経費を補助する。

【研修内容】

- 別紙参照

【実施主体】

- 都道府県、指定都市（精神保健福祉センター・保健所等を想定）又は都道府県知事若しくは指定都市市長の指定した研修事業者

【効果】

- 障害福祉分野と介護分野の双方に精神障害者の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成できる。

【対象者】

（障害福祉分野）

- 障害福祉サービス事業所等の職員
- 相談支援専門員
- 市町村の障害福祉担当課の担当者（介護分野）
- 介護保険サービス事業所等の職員
- 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の職員
- 地域包括支援センターの職員
- 介護支援専門員
- 市町村の高齢者福祉担当課の担当者（医療分野）
- 障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等の職員（その他）
- 救護施設（生活保護施設）の職員

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修カリキュラム①

(別紙)

○標準的なカリキュラムは、2種類作成し、ニーズに応じた研修を実施。

カリキュラム例① (1.5日(1日半)研修(540分) ※平成29年から

[1日目]

科目名	時間数	内容
講義	180分	
1 精神障害者の障害者の特性の総論的理解	40分	○ 精神障害者の定義 ○ 精神障害者の特性の理解
2 障害特性の理解と具体的な対応①	80分	○ 障害特性の理解及び具体的な支援方法(統合失調症・気分障害)
3 演習A(グループワーク)	60分	○ 障害特性の理解と想定 ○ 想定場面での対応方法及び援助技術①

[2日目]

科目名	時間数	内容
講義	360分	
4 当事者の想いを理解	60分	○ 精神障害者の理解
5 障害特性の理解と具体的な対応②	120分	○ 障害特性の理解及び具体的な支援の仕方(高齢期・依存症・発達障害)
6 演習B(グループワーク)	60分	○ 障害特性の理解と想定 ○ 想定場面での対応方法及び援助技術②
7 社会資源と連携、家族支援	60分	○ 関係機関との連携方法 ○ 精神障害を取り巻く社会資源の理解 ○ 家族支援の理解
8 演習C(グループワーク)	60分	○ 効果的な支援のための関係機関との連携方法

※ 公益社団法人日本精神保健福祉士協会において、「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修テキスト」を作成。

カリキュラム例② (1.5日(1日半)研修(480分) ※令和元年から

[1日目]

科目名	時間数	内容
講義	360分	
1 演習(グループワーク)	30分	○ 研修目標設定
2 精神保健福祉法、関連法令、関連制度等の歴史的背景	60分	○ 精神保健医療福祉施策の変遷と動向の理解
3 地域共生社会の実現と障害者総合支援法の理解	60分	○ 地域共生社会の理念の理解 ○ 障害保健福祉施策とその関連制度の理解
4 精神疾患の理解	90分	○ 精神疾患の理解 ○ 精神保健医療福祉分野の相談支援機関の理解
5 精神疾患、精神障害の特性と支援方法の理解	90分	○ 症状に合わせた支援方法の習得 ○ 接遇やコミュニケーション技法など技術の習得 ○ 多職種連携の具体的な事例の理解
6 演習(グループワーク)	30分	○ 研修振り返り及び意見交換

[2日目]

科目名	時間数	内容
講義	120分	
7 演習(事例検討)	90分	○ 精神障害者の地域移行支援等事例の検討
8 演習(グループワーク)	30分	○ 研修振り返り及び意見交換

※ 一般社団法人日本介護支援専門員協会において、「精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等の研修ニーズに関する調査報告書」を作成。

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修カリキュラム②

(別紙)

○講義形式のカリキュラムに加え、実習・演習形式のカリキュラムを実施することも可能。

カリキュラム例 実践実習(210分) ※令和元年から

科目名	時間数	内容
講義	210分	
1 実践実習	180分	○ 実習機関による精神障害者の支援実践実習
2 演習(グループワーク)	30分	○ 実践実習振り返り及び意見交換

※ 一般社団法人日本介護支援専門員協会において、「精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等の研修ニーズに関する調査報告書」を作成。

相談支援専門員と介護支援専門員との連携のあり方に関する調査研究事業 (平成29年度老人保健健康増進等事業)

資料9

実施主体：株式会社三菱総合研究所

1. 目的・ねらい

- 高齢障害者の介護保険移行においては、相談支援専門員と介護支援専門員の緊密な連携が必要である。
- そこで、本調査研究では、両専門員の具体的な連携内容、連携プロセス等の実態を把握し、高齢障害者の介護保険移行における、行政や両専門員の役割を整理することで、地域における関係者の協働を促進し、高齢障害者に個人の特性に応じて介護保険サービス、障害福祉サービスが適切に提供される仕組みの充実に資することを目的とした。

2. 事業概要

- 事業所アンケート調査：特定相談支援事業所 326ヶ所/居宅介護支援事業所597ヶ所の回答から、連携実態を把握。
- 自治体ヒアリング調査：岩手県花巻市/新潟県新潟市(秋葉区)/滋賀県大津市/兵庫県三田市/鳥根県出雲市の取り組み事例を把握。
- モデル研修会：滋賀県において相談支援専門員と介護支援専門員を対象にした合同モデル研修会を実施。

3. 事業の成果(今後の展望等)

事業所アンケートから見た高齢障害者の介護保険移行の課題	先行する取り組み事例から見た連携のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談支援専門員と介護支援専門員がお互いを知らない(制度の知識不足、多忙) ▶ 介護保険移行の業務プロセスが標準化されていない(情報提供の方法、移行に関するマニュアルや様式・ツール等) ▶ 介護保険移行に関する教育・人材育成の仕組みが不十分である ▶ 介護保険移行のあり方について協議する場がない ▶ 介護保険移行ケースは事業所全体からみればわずかなため、課題解決に向けたアクションを起こしにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 制度の運用主体である市町村行政の役割 介護保険移行は制度をまたぐため、個別の支援者だけでは対応しきれない。行政が、支援者の専門性を尊重しながら、制度の運用主体として推進することが重要。 ▶ 高齢側の一元的窓口としての地域包括支援センターの役割 介護保険移行前の窓口は相談支援専門員に集約。移行後は、介護支援専門員の人数が多く、要支援・非該当で対応できない場合も、高齢側の相談窓口を地域包括支援センターに一元化し、移行の流れが円滑になり、支援の取りこぼしを防ぐことができる。 ▶ 市町村行政、障害の支援者、高齢の支援者の三者協働の重要性 市町村行政、障害、高齢の支援者が協働して介護保険移行を進めることで、相互の役割を理解し地域包括ケアを推進できる。 市町村行政が現場の声を踏まえて柔軟な行政判断を実施することは、重要な役割。介護保険移行は、この役割を実際の業務を通じて実感するのに極めて有効。 ▶ 移行のあり方について検討する場の設定 今後の移行ケースの増加予測等を踏まえ、市町村行政が主導して、一般的なケースをもとに移行の仕組みをつくるのが重要。具体的には、(自立支援)協議会等の活用が期待される。 ▶ 人材育成における都道府県、専門職団体の役割 市町村行政の担当職員数には限りがあり、障害・高齢のサービス提供基盤は単一市町村を越えて整備される場合も多いことを踏まえ、教育・人材育成は、単一市町村だけでなく、都道府県や専門職団体による広域の取り組みも積極的に行う。
<p>↓</p> <p>まずは両専門員が一つのテーブルを囲むことから</p>	
合同研修会のポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護保険移行を円滑に進めるための地域の基盤整備の第一ステップとして、合同研修会は有効 ▶ プログラム：制度に関する理解を深める座学+お互い顔見知りになり、今後協働して何かできるかを考えるグループワーク ▶ 研修開催エリア：地域の関係者が従来との単位で連携を進めていくかを踏まえ検討(単一市町村/圏域単位/都道府県全域で重層的に実施) 	

※報告書本編の掲載ウェブサイト：https://www.mri.co.jp/project_related/roujinhoken/index.html

相談支援専門員と介護支援専門員との連携の推進に関する調査研究事業 (令和元年度老人保健健康増進等事業)

資料10

実施主体：株式会社三菱UFJリサーチ&コンサルティング

1. 目的

- ◆ 高齢障害者の自立支援にあたっては、障害分野と介護分野においてさまざまな連携を進めていくことが重要となる。
平成30年度報酬改定において、居宅介護支援事業者と特定相談支援事業者が連携に努める旨が明確化され、さまざまな取り組みが進められているところである。
- ◆ 本事業は、ケアマネジメントにおける障害分野と介護分野の連携等に関し、各種現状・課題の把握を行い、連携をより促進するための仕組みを検討するうえで、基礎資料となる情報の整理を行うことを目的として実施した。

2. 事業概要

○ **高齢障害者支援に係る相談支援専門員と介護支援専門員の連携に関する調査(事業者調査)**：居宅介護支援事業者と特定相談支援事業者の連携に関することを中心に、居宅介護支援事業者・特定相談支援事業者へのアンケート調査を実施した。(全国の指定特定相談支援事業所、居宅介護支援事業所から、それぞれ1,000事業所を無作為抽出)

3. 事業の成果(調査結果概要)

高齢障害者支援に係る相談支援専門員と介護支援専門員の連携に関する調査(事業者調査)
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 居宅介護支援事業所において、利用者に高齢障害者(障害福祉サービス利用者、併給含む)がいる事業所は約3割であり、高齢障害者の利用者に対しては、通常の介護保険の利用開始に上乗せし、「利用者・家族に対する介護保険制度やサービスの移行方法等についての説明」や「訪問等による利用者の生活実態や障害特性等の把握」等が多く行われていることがわかった。 ▶ 特定相談支援事業所において、利用者に対して介護保険の利用支援を行ったことのある事業所は約3割となっている。支援の内容として、「利用者・家族に対する介護保険制度やサービスの利用方法等についての説明」や「連携先の居宅介護支援事業所との情報交換、利用方法等に関する調整」等が多く行われていることがわかった。 ▶ 高齢障害者への支援に関する、地域での障害福祉と介護保険の連携等の現状評価として、居宅介護支援事業所では、高齢障害者の介護保険利用等に関する相談のしやすさやサービスの確保のしやすさ等が比較的评价されている。一方、特定相談支援事業所では、行政との連携、介護支援専門員との顔の見える関係づくりや介護保険事業者への働きかけなどの取り組みが比較的评价されている。

4. 地域づくりの推進について

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けて

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）については、令和5年12月にとりまとめられた「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（参考資料1・2参照）に基づき、令和6年8月に「地域支援事業実施要綱」及び「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」等の関連通知の改正を行った。これらにおいては、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより一層その専門性を発揮しつつ、高齢者を含む多世代の地域住民、地域運営組織、NPOや民間企業などの多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことができるよう、具体的な取組等について記載している。

これを受け、現在、各市町村において、総合事業の充実に向けて取組を進めていただいております。令和7年に行われた実態調査によると、集中的取組期間である第9期介護保険事業計画期間中に総合事業の見直しの検討を行う予定の市町村が約4分の3となっている。

その一方で、4分の1の市町村は、「現時点では何も対応する予定はない」と回答しているところ（※）。（参考資料3～5参照）

（※）令和7年度老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備の実施状況に関する調査研究事業」（株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所）における、令和7年9月8日時点の速報集計。

このような状況も踏まえ、令和7年12月に取りまとめられた社会保障審議会介護保険部会の意見書においては、「多様な主体の参画による多様なサービス・活動の充実に向けては、引き続き、市町村が実効的に取組を進めることが重要」とされたところである。

市町村の取組を支援する観点から、これまでも、国において、生活支援体制整備事業の充実（（3）参照）や伴走的な支援（（6）参照）などに取り組んでいるところであるが、第10期介護保険事業計画策定を1つの機会と捉え、改めて、総合事業の充実に向けた取組の状況をご確認いただき、各市町村において総合事業の充実に向けた検討が行われるようお願いしたい。

特に、同意見書においては「市町村が、総合事業のサービス・活動の実施状況について適切に評価を行い、当該評価を踏まえて実効的に改善を図ること」の重要性について記載されている。こうした取組に資するよう、令和7年度において、市町村が地域の状況を把握し、総合事業の目的や課題の理解を深めながら、関係者間での議論を通じて必要な取組を検討いただくための「総合事業の充実に向けたワークシート」（※）を作成しているため、積極的に活用いただきたい。（参考資料6・7参照）

（※）「総合事業の充実に向けたワークシート」について（令和7年7月11日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）参照。

また、都道府県においても、市町村の総合事業の基盤整備を推進するため、生活支援体制整備事業に係るプラットフォームの構築といった多様な主体とのつながりづくり（（3）参照）や、伴走的な支援等の更なる支援を行うことが重要であり、こうした事項について、都道府県介護保険事業支援計画への位置付けも念頭に、各市町村への支援方策について検討いただきたい。検討にあたっては、（6）に記載の「地域づくり加速化事業」の活用も含めて、都道府県が主体となって支援を行えるよう検討をお願いしたい。

なお、上述の令和6年8月の地域支援事業実施要綱等の改正の概要は「令和6年度地域支援事業実施要綱等の改正点について」（令和6年8月5日厚生労働省老健局認知症施策

・地域介護推進課事務連絡)でお示ししているとおりでありますが、その主な内容は以下のとおりであるため、改めて御了知いただくとともに、各市町村における地域のデザインに当たって参考にさせていただきたい。

① 多様なサービス・活動の分類及び実施例

国が示す総合事業の類型はあくまでも制度に基づく実施手法等による分類であることや、多様なサービス・活動は高齢者の目線に立って高齢者の選択肢の拡充を図るものであることを明確化するとともに、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」において多様なサービス・活動の例などを示している。

② 継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

(2)を参照のこと。

③ 総合事業対象者以外の参加者に係る補助等の取扱い

サービス・活動Aを委託により実施する場合の委託費や、サービス・活動B(D)の補助等の対象経費について、総合事業の対象者以外の地域住民が参加する場合のルールについて、地域の多様な主体の参画を推進する観点から、市町村が総合事業の対象者以外の参加者に対する活動を事業の目的を達成するための附随的な活動と判断する場合は、対象者数割合によらずに対象経費の一部を定額で補助すること等を可能としている。

④ 高齢者の選択を支援するための介護予防ケアマネジメントの業務範囲等の明確化

介護予防ケアマネジメントについて、地域包括支援センターの計画の策定に係る業務負担軽減の視点も踏まえつつ、医療・介護専門職の適切なかかわりあいのもとで「高齢者の選択」を適切に支援する観点から、個別のケアプラン作成から地域における包括的なケアマネジメントの実施への重点化を図るため、介護予防ケアマネジメント計画の策定が法令等において必須である場合を整理するとともに、介護予防ケアマネジメント計画の策定業務以外の介護予防ケアマネジメントに含まれる業務範囲を明確化している。

⑤ 生活支援体制整備事業における住民参画・官民連携推進事業の創設

高齢者の目線に立ち、地域で一層の多様なサービス・活動の充実を図るためには、生活支援体制整備事業を活用し、地域住民の関心事項を引き出して高齢者の日常生活を取り巻く様々な活動とつなげていくことが重要であることから、生活支援コーディネーターが中心となり、住民や多様な主体が参加するタウンミーティング等からプロジェクト化、試行的実施までを行う住民参画・官民連携推進事業を創設している。

⑥ 高齢者の選択肢の拡大に向けた総合事業の事業評価の推進

介護保険法第115条の45の2において、市町村は、定期的に総合事業の実施状況について、調査・分析・評価を行うとともに、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。具体的な評価のあり方については、今後、調査研究事業等で検討を深めることとしているが、国において実施要綱に示す評価の留意点について、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」で示された4つの視点を踏まえて見直しを行っている。

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会の内容や令和6年度地域支援事業実施要綱等の改正点については、以下URL（厚生労働省HP）に掲載しているのでご参照いただきたい。

<介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32410.html

<令和6年度地域支援事業実施要綱等の改正点について>

<https://www.mhlw.go.jp/content/001284411.pdf>

<「総合事業の充実に向けたワークシート」について（周知）>

<https://www.mhlw.go.jp/content/001516326.pdf>

このほか、令和7年12月の社会保障審議会介護保険部会の意見書に記載された、サービス・活動Cにおける「指定事業者による請求・支払の仕組み」の導入や、一般介護予防事業における「高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の地域の抱える課題の支援を一体的に実施する多機能の拠点」に係る制度改正については、老人保健課資料を参照いただきたい。

（2）継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

総合事業にあつては、本人の希望を踏まえて地域のつながりを継続できるようにする観点から、令和3年度より、介護給付を受ける以前から継続的に総合事業を利用する要介護者（継続利用要介護者）が住民主体サービス（サービス・活動B・D）を利用できるとされてきたところである。

令和6年度からは、先述の「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」を踏まえ、総合事業における多様な主体の参入の促進を図りながら、地域のつながりの中で高齢者自身が適切に活動を選択できるよう、サービス・活動Aにおいても継続利用要介護者の利用を可能としたところである。

<継続利用要介護者の判断について>

継続利用要介護者が要介護となっても引き続き総合事業によるサービスを受けることができるかは、介護保険法施行規則第140条の62の4第3号により市町村が判断することとなっているが、市町村がこの判断を行うにあたっては、例えば以下の過程によることが考えられる。

① 要介護者本人の希望に基づき、地域包括支援センターが継続利用の可否を検討。

ア ①で継続利用が必要と考えた場合であつて、当該要介護者が介護給付のサービスも利用する場合

- ・ 地域包括支援センターは、①の見解を添えて、居宅介護支援事業所に引き継ぎを行う。
- ・ 引き継ぎを受けた居宅介護支援事業所は、ケアマネジメントの中で、継続利用の可否を検討する。
- ・ 継続利用が必要と考えた場合、居宅介護支援事業所はその旨を市町村に申し出る。

イ ①で継続利用が必要と考えた場合であつて、当該要介護者が介護給付のサービスを利用しない場合、

- ・ 継続利用が必要と考えた場合、地域包括支援センターはその旨を市町村に申し出る。
- ※ 地域包括支援センターや、居宅介護支援事業所が継続利用の可否を検討するにあたっては、必要に応じてサービス担当者会議を活用する。
- ② 市町村は、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所からの申し出を確認し、当該要介護者に、総合事業によるサービスの継続利用を認めるか、判断を行う。
- ③ 市町村は、判断の結果を、申し出を行った地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に伝える。

<審査支払にかかるシステム対応について>

継続利用要介護者が、指定事業所が提供するサービス・活動Aを利用した場合の報酬請求（審査支払）について、国民健康保険団体連合会（以下（2）において「国保連」という。）の介護保険審査支払等システムでの対応が令和8年5月審査分から可能となる予定である。詳細については、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」（令和7年3月28日厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）等を参照いただきたい。

（3）地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築

高齢者が尊厳を保持しながら地域での自立した日常生活をおくれるよう支援するためには、まず、高齢者の地域での生活が医療・介護の専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するものであることを理解し、その上で、地域のつながりの中で、幅広い世代の地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに参画しながら、高齢者自身が適切に活動を選択できるようにすることが重要である。

そのためには、市町村が中心となり、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していくことを目的とする生活支援体制整備事業等を活用することが想定される。

そこで、同事業をより活用しやすく効果的なものとする観点から、以下の取組を行っているところであり、積極的に活用いただきたい。なお、国・都道府県・市町村の取組は相互作用により充実していくものであり、連携を行いながら地域での取組につなげていくことが想定される。（参考資料8参照）

① 住民参画・官民連携推進事業の創設（市町村）

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）及び協議体の活動の活性化を図り、サービス・活動事業をはじめとする地域における生活支援・介護予防サービスの充実を図るためには、地域住民の主体的な活動を進めることに加え、これら活動の補完又は更なる推進を図るため、地域の多様な主体が有する事業化の知見を活用することや、その活動との連動を深めることが重要であることから、以下ア～ウを行う「住民参画・官民連携推進事業」を実施可能としている。なお、本事業を実施した場合、標準額の増額（1市町村あたり4,000千円）が認められる。

ア 生活支援コーディネーターが企画するタウンミーティングやワークショップの開催等による、地域住民、医療・介護関係者及び地域での活動に取り組む民間企業等

を含む多様な主体が地域課題等の洗い出しや解決策・必要となる事業等の検討を行う場の設置

イ 生活支援・介護予防サービスの企画・立案・プロジェクト化のため、地域での活動に取り組む民間企業等との連携・協働のもとで行う地域住民へのインタビュー、マーケティング、デザイン（既存事業の見直し等を含む。）等の実施

ウ ア及びイの結果等を踏まえ、地域での活動に取り組む民間企業等と地域住民の連携・協働のもとで行う生活支援・介護予防サービスの実装のための試行的実施に係る支援（総合事業として本格運用するまで又は民間企業等と地域住民の協働のもとで当該事業が自走することができるまでの期間における事業費の補助を含む。）

② 生活支援体制整備に資するプラットフォームの構築（国・都道府県）

高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域の交通・産業・商業などの経済活動や住民による取組など多様な主体との関わりの中で成立するものであり、市町村において高齢者の尊厳ある自立した生活を支えるための地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、こうした介護保険制度の領域を越えた活動との連携を深めることが重要である。

こうした市町村での連携を支援するため、国・都道府県において、高齢者の生活に関わる官民の多様な主体により構成されるプラットフォームを構築し、市町村や生活支援コーディネーター・協議体の活動と地域の多様な主体との活動をつなげるための広域的支援を行う。（参考資料 8 参照）

<全国版プラットフォーム>

国においては、地域づくり加速化事業（（6）参照）の一環として、多様な分野の全国規模の関係団体等が地域づくりのプレイヤーとして集い、交流することで、高齢者を支える生活支援の取組を共創していく基盤である「高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進めるプラットフォーム」（生活支援共創プラットフォーム（全国版））を構築し、専用ホームページやシンポジウムでの情報収集・情報発信や相互交流等を通じ、会員・加盟団体等による地域レベルでの取組の共創につながることを目指している。

専用ホームページでは、介護保険に関する情報に加え、各団体からのお知らせや多分野・他制度の情報を順次掲載しているほか、掲示板による相互交流も可能となっている。令和 8 年度においても自治体担当者や高齢者の生活に関わる多様な主体等を対象としたシンポジウムの開催を行う予定であるほか、事例の充実を図っていく予定であるため、積極的に利用いただきたい。なお、本プラットフォームに掲載する事例の一部については、類型化や実施プロセスが分かる形で掲載し、今後、整理を行う予定である。（参考資料 9 参照）

<都道府県版プラットフォーム>

（1）に記載のとおり、各都道府県においても、地域レベルでの多様な主体と市町村・生活支援コーディネーターとのつながりづくり等の観点から、プラットフォームの構築に向けた検討をお願いしたい。

都道府県版プラットフォームの構築にあたっては、令和 6 年度老人保健健康増進等事業「地域の多様な主体が介護予防・日常生活支援総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築に資する調査研究事業」（株式会社日本総合研究所）において構築のための手引きが作成されているため、参考にしていただきたい。なお、同手引きについて

は、令和7年度の老人保健健康増進等事業において、Q&A形式による解決例の提示や参考事例の追加といった内容の充実が図られる予定であり、更新版の手引きについては今後周知予定である。（参考資料10）

都道府県版プラットフォームの構築・運用にあたっては、地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）の「地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業」（イ 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業）の活用が可能である。

※ 生活支援共創プラットフォーム（全国版）や都道府県プラットフォーム構築の手引き等については、以下の厚労省 HP に掲載している。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seikatsu-kyosopf.html>

（4）総合事業に係る介護職員等の処遇改善について

総合事業のうち訪問型サービス及び通所型サービスの従前相当サービス（指定相当サービス）並びに介護予防ケアマネジメントに係る第一号事業支給費（報酬）の額については、「介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準」（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「第一号事業費告示」という。）における単位数（市町村が当該単位数を勘案して別に定める場合の単位数を含む。）に1単位の単価を乗じて得た額としているところ。

今般、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び介護予防支援の介護報酬について、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和8年度に報酬改定を行う予定である（老人保健課資料の1参照）ことに伴い、第一号事業費告示についても改正を行う予定である。

具体的には、令和8年6月以降、

- ・ 訪問型サービス及び通所型サービスにおける「介護職員等処遇改善加算」の拡充（訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護と同様の内容）
- ・ 介護予防ケアマネジメントにおける「介護職員等処遇改善加算」の新設（介護予防支援と同様の内容）

を予定しているため、各自治体における関係規定の整備をお願いしたい。

また、従前相当サービス以外の多様なサービス・活動についても、上記の趣旨を踏まえ、第一号事業支給費や委託費等の見直しについて検討をお願いしたい。

なお、第一号事業費告示の改正に伴って増加する事業費については、総合事業の上限額算定にあたって個別協議の対象とする予定である（6（2）参照）。

※ 第一号事業支給費の改正案については以下厚生労働省 HP に掲載しているため、参考にしていただきたい。

第253回社会保障審議会介護給付費分科会 諮問書別紙 参考10

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68247.html

（5）住民主体の移動支援等について

高齢者が日常生活をおくる上で、移動・外出手段が確保されていることは、介護予防・社会参加・生活支援の観点から重要であり、このため、総合事業においては、住民が主体

となつて行う移動支援の取組を訪問型サービス・活動Dや訪問型サービス・活動B等に位置づけ、補助等を行うことができることとしている。

移動・外出手段の確保に関連し、国土交通省では、「ラストワンマイル・モビリティ／自動車DX・GXに関する検討会」での提言等を踏まえ、

- ・ 地域の公共的な運送は、サービスの安全性及び継続性の観点から、バス、デマンド交通やタクシーなどの公共交通機関の活用を第一に考えつつ、
- ・ 公共交通機関による運送サービスが十分に確保できない場合には、道路運送法の定める自家用有償旅客運送制度を組み合わせる移動手段を確保し、
- ・ さらには、地域での互助活動・ボランティア活動による運送、自家使用の自動車による運送等、道路運送法における許可又は登録を要しない運送も、公共交通機関や自家用有償旅客運送の果たす役割を補完するものとして重要である

との考えのもとで、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」（令和6年3月1日国自旅第359号）の別添のとおり、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」の改定を行ったところである。

これを踏まえ、厚生労働省においても、令和6年3月29日に「介護輸送に係る法的取扱いについて」（厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課、老人保健課事務連絡）及び「介護予防・日常生活支援総合事業による高齢者の移動支援に係る交通施策との関係等について（周知）」（厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）を发出し、市町村における総合事業による高齢者の移動支援と道路運送法における許可・登録の必要性との関係（許可・登録が不要となる場合）等の交通施策との整理を示している（※1）。

また、国土交通省ホームページにて公表されている「高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット」についても、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」の改定や令和6年度の地域支援事業実施要綱改定等を踏まえた改訂を行ったところである（※2）。

各都道府県・市町村において高齢者の移動手段の確保について検討を行う際には、これらも活用いただくとともに、交通施策所管部局と連携のうえでご検討いただきたい。

（※1）2事務連絡については、以下の厚生労働省ホームページを参照。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001239652.pdf>

（※2）「高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット」については、以下の国土交通省ホームページを参照。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000120.html

（6）地域づくり加速化に向けた取組について

① 令和7年度地域づくり加速化事業の実施

各市町村において、地域づくりに係る課題を計画的に解消して地域包括ケアシステムの深化・推進を図れるよう、地域包括ケアシステムの評価指標やこれまでの市町村支援のノウハウを踏まえて

ア 市町村の地域づくりに向けた支援パッケージを活用し、

イ 有識者等による研修を実施するとともに、

ウ 課題を抱える自治体等への伴走的支援

を行うことにより、自らPDCAの視点をもって地域づくりを進める自治体の増加を目指し、地域づくりの加速化を進めてきた。

これまで、制度的な支援や全国的に課題が多く見られるテーマに対する支援を行う「老健局主導型」と、これまでの伴走的支援のノウハウを活かしつつ地域に根ざした支援を行う「厚生局主導型」の2つの類型による支援を実施してきたところ、令和7年度においては、地域レベルの取組を一層推進する観点から、都道府県が主体的に管内市町村の地域づくりを支援する「都道府県主導型」を創設し、「厚生局主導型」と併せて実施した。（参考資料 11 参照）

また、令和7年度には、本事業において生活支援共創プラットフォーム（全国版）の専用ホームページの本格運用を開始するとともに、シンポジウムを開催した。

ア 支援パッケージについて

市町村等が地域包括ケアを進める際に生じる様々な課題を解決するための実施方法やポイントをまとめたもので、これまでも周知を行ってきたところ。（参考資料 12 参照）

令和6年度においては、ハンドブックのユーザビリティ（アクセシビリティ）の観点から、書き込みや付箋を貼り付けることができるデジタルブックを作成し、厚生労働省 HP に掲載したところである。

さらに、令和7年度においては、支援チームのスキル向上に向けた市町村への支援に当たって留意すべき表現や行動等の解説や、総合事業の充実に向けた考え方・地域支援事業実施要綱等の改正を踏まえた改訂を行っており、追って改訂版をお示しする予定である。

イ ブロック別研修について

全国、8か所の地方厚生（支）局ごとに、各局管内の市町村職員や関係者等を対象に実施した。（参考資料 13 参照）

北海道厚生局	：「行政説明・講演・トークセッション」	（令和7年12月25日開催）
東北厚生局	：「行政説明・講演」	（令和7年12月19日開催）
関東信越厚生局	：「行政説明・講演・動画説明」	（令和8年2月3日開催）
東海北陸厚生局	：「講演・事例発表」	（令和8年2月18日開催）
近畿厚生局	：「講師対談・事例発表」	（令和8年2月10日開催）
中国四国厚生局	：「行政説明・講演・事例発表&トークセッション」	（令和8年1月16日開催）
四国厚生支局	：「講演・事例発表・トークセッション」	（令和7年10月15日開催）
九州厚生局	：「講演・事例発表・グループワーク」	（令和8年1月28日開催）

ウ 伴走的支援の実施について

22 保険者（参考資料 14 参照）に対し、有識者、地方厚生（支）局及び都道府県による伴走的支援を実施し、各3回程度の訪問支援に加え、支援の合間にオンライン会議等によりフォローアップを行う等により継続的な支援を行っている。特に令和

7年度においては、地域レベルの取組を一層推進する観点から都道府県が主体的に管内市町村の地域づくりを支援する「都道府県主導型」を創設したところであり、引き続き都道府県において積極的な支援をお願いしたい。

② 令和8年度地域づくり加速化事業について

令和8年度当初予算案では0.8億円（令和7年度予算0.8億円）を計上し、伴走的支援を図りつつ、地域に根ざした形で展開していくため、全国8箇所の地方厚生（支）局主導及び都道府県主導による支援を行うとともに地域で活動するアドバイザーを養成するなど、引き続き、地域レベルでの取組を促進していく。「都道府県主導型」については、対象市町村を特定せずに、都道府県における支援体制や支援すべき市町村の検討・分析等を行うことを目的とすることも可能であるため、都道府県における伴走的支援の体制構築に資するようご活用を検討いただきたい。

また、伴走的支援を地域に根差した形で展開していく観点から、令和7年度に実施した「都道府県主導型」の取組内容の評価を行い、今後、都道府県が管内市町村への支援を行う際の参考となる支援マニュアルの作成を行うこととしている。（参考資料15参照）

更に、令和7年度より本格運用を開始した生活支援共創プラットフォームについて、引き続き、専用ホームページの運用及びシンポジウムの開催等を行う予定である。

（7）介護保険における保険者機能強化に向けた都道府県職員等研修の実施

地域における高齢者の自立支援・介護予防の取組を推進するためには、各保険者において「地域の状況・課題の把握」「課題に応じた取組の実施」「取組結果の確認と改善」を行うことが重要である。

一方で、保険者がこれらの取組を適切に行うことは困難を伴うこともあることから、都道府県等が、例えば「各保険者の基礎情報の収集」「各保険者における目標設定と戦略立案の支援」「施策の実施に必要な情報の提供」「施策実施の支援」等を行うことで、各保険者の取組の推進が期待できる。こうした保険者機能の強化の取組について、継続的な周知を行う必要があることから、都道府県等に対し、保険者機能強化中央研修を行っており、市町村（保険者）への支援を行うにあたり、本研修を積極的に活用いただきたい。

特に、令和6年度からは、地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築に向け、総合事業と民間企業等の地域の多様な主体との接続の促進や生活支援体制整備事業の活性化が求められていることから、生活支援体制整備推進をテーマとした研修を実施しているところである。（参考資料16参照）

令和7年12月にとりまとめられた社会保障審議会介護保険部会の意見書においても、市町村の総合事業の基盤整備を推進するため、都道府県が伴走的な支援や生活支援体制整備に係るプラットフォームの構築といった多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を行うことが重要とされており、本研修では都道府県による伴走的な支援や生活支援体制整備に資するプラットフォーム等についても取り上げることを予定していることから、市町村（保険者）への支援を行うにあたって積極的に活用いただきたい。

本研修については、以下に掲げる各研修の目標のとおり、都道府県が行う保険者機能強化に向けて参考となるものであるほか、全日程オンラインでの開催としており比較的受講しやすい環境となっていること等を踏まえ、担当職員等の研修機会の確保にご配慮願いたい。また、「生活支援体制整備推進のための研修」については、管内の市町村や生活支援コーディネーターとともに参加いただくことを想定している。令和8年度も定員の範囲内で1都道府県から複数市町村の参加を可能とする予定であるため、管内市町村への周知をお願いしたい。なお、令和8年度においては、「保険者機能強化支援のための研修」の受講日数を見直し、オンライン研修として集合する日程を2日間に短縮する予定であることを申し添える。

【各研修の目標】

○ 保険者機能強化支援のための研修

都道府県における介護保険事業を担当する職員が市町村の状況を把握した上で、保険者機能強化の支援を行えるよう、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて保険者が実施すべき取り組みを理解すると共に、種々の市町村支援を効果的に推進するための体制づくりや方策を習得することを目標とするもの。

○ 生活支援体制整備推進のための研修

都道府県及び市町村において介護保険における生活支援体制整備に係る業務を行う職員が、地域の多様な主体との連携に基づく地域づくりを進めることができるよう、介護保険制度のみならず様々な制度における地域づくりの施策や取り組みに加えて、都道府県における生活支援体制の整備に資するプラットフォームの構築等による支援の重要性や、市町村の生活支援体制整備事業による生活支援コーディネーター・協議体等に求められる役割を理解し、効果的に生活支援体制整備を推進するための方策を習得することを目標とするもの。

次年度は以下の日程での実施を予定しており、詳細が決まり次第お知らせする。

令和8年度介護保険における保険者機能強化に向けた都道府県職員等研修（予定）

（保険者機能強化支援のための研修）

- ・開催日程：令和8年10月19日～20日（2日間）
- ・対象：都道府県職員
 - ※ 異なる課等からのペア参加を推奨。（3人以上の申込みも可）
 - ※ 指定都市職員の受講も可能。
- ・開催方法：オンライン

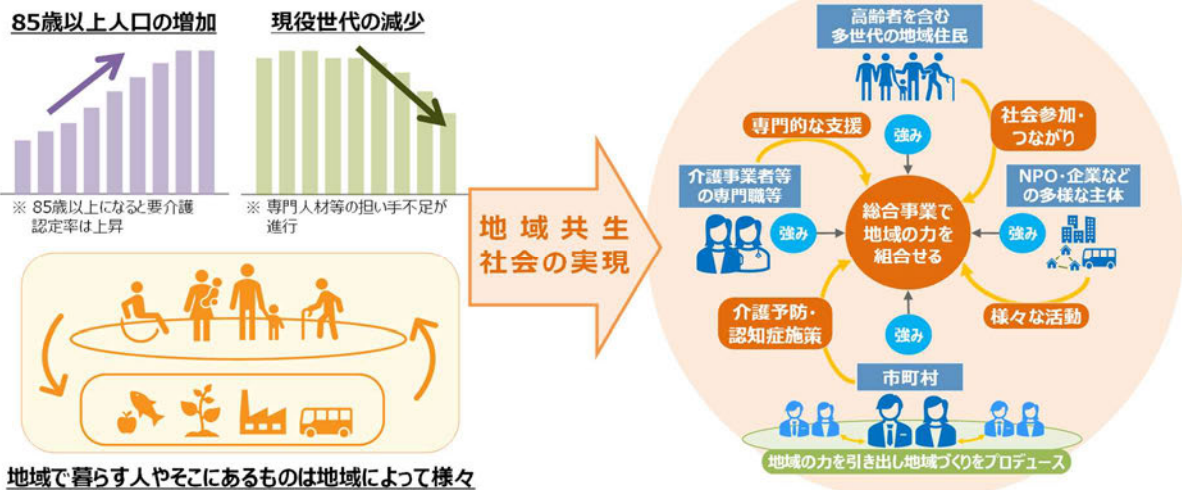
（生活支援体制整備推進のための研修）

- ・開催日程：令和8年10月21日～23日（3日間）
- ・対象：都道府県職員、市町村職員等（生活支援コーディネーター含む）
- ・開催方法：オンライン

(参考資料 1)

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理 (概要) ①
総合事業の充実に向けた基本的な考え方

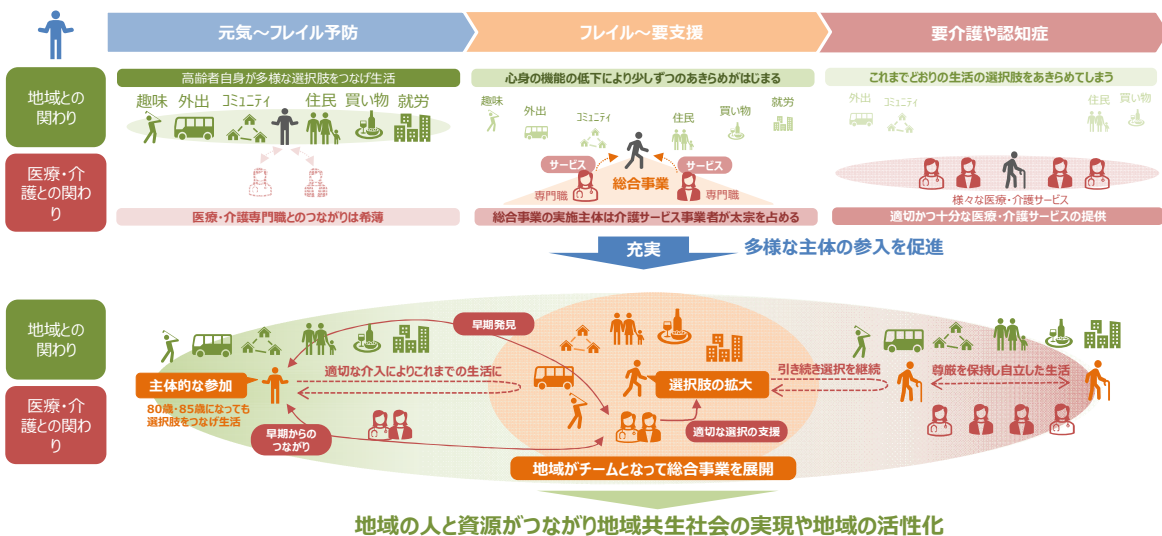
- 2025年以降、現役世代が減少し医療・介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加していく。また、こうした人口動態や地域資源は地域によって異なる。
- こうした中、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるといった視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要。
- 総合事業をこうした地域づくりの基盤と位置づけ、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し自立した日常生活を継続できるように支援するための体制を構築する。



(参考資料 2)

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理 (概要) ②
高齢者や多様な主体の参画を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。
- 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに寄り合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。
- 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気づちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。



(参考資料 3)

論点① 介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた取組の推進

社会保障審議会介護保険部会 (第128回) 資料 2
令和 7 年 11 月 10 日

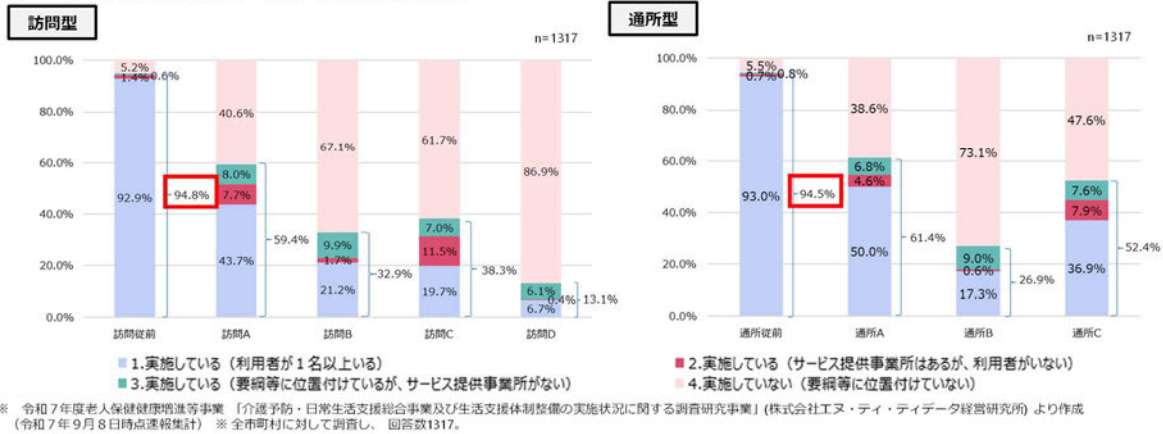
現状・課題 (続き)

<サービス・活動事業等の実施状況>

- 地域支援事業実施要綱等の改正後の、令和 7 年 5 月末時点における、各市町村の総合事業のサービス・活動事業等の実施状況を見ると、類型毎のサービス・活動の実施市町村の割合は、訪問型・通所型ともに**従前相当サービスの割合が最も高くなっている**。
- また、訪問 B・通所 B (※) は NPO 法人、地縁組織 (町内会・自治会)、任意団体等の多様な主体が参画しており、訪問 B はサービス従事者数が増える効果があったとした市町村の割合が高くなっている。一方で、訪問 B・通所 B を実施していない市町村において、その 4 割以上が、担い手が少なく参入が見込めないことをあげており、**事業者・多様な主体が参画しやすい環境づくりが重要**。

(※) サービス・活動 B は、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、居宅において日常生活上の支援を行う事業 (訪問型) 又は施設において日常生活上の支援若しくは機能訓練を行う事業 (通所型) であって、市町村が補助・助成を行うことで地域の人材や社会資源の活用を図るもの。

【市町村における類型毎のサービス・活動の実施割合】



(参考資料 4)

論点① 介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた取組の推進

社会保障審議会介護保険部会 (第128回) 資料 2
令和 7 年 11 月 10 日

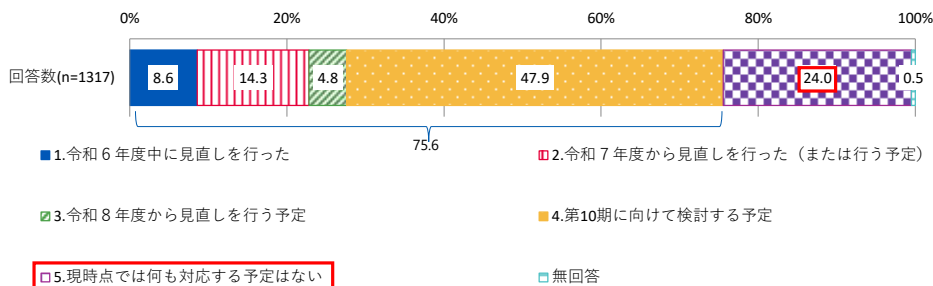
現状・課題 (続き)

<総合事業の充実に向けた市町村の見直しの状況>

- 令和 6 年 8 月の地域支援事業実施要綱の改正を踏まえた総合事業の見直しについて、令和 6 年度中に実施した市町村は約 9%にとどまっている。今後、**約 4 分の 3 の市町村が集中的取組期間である第 9 期計画期間中に検討を行う予定であるが、現時点では何も対応する予定はない市町村が約 4 分の 1**となっている。
- こうした市町村においては、**今後対応すべき課題を明確化していくことが重要**。厚生労働省では、各市町村の関係者が、今後直面する課題や総合事業の目的の理解を含め、必要な検討を進めることができるよう、本年 7 月に「総合事業の充実に向けたワークシート」(※) を配布するなど、更なる支援を行っている。

(※) 各市町村における現状や課題を見える化し、課題に対して何をすればよいかを関係者間で議論をする際の基礎資料となるもの。

【総合事業の充実に向け、令和 6 年 8 月の地域支援事業実施要綱の改正を踏まえた総合事業の見直しを行ったか】

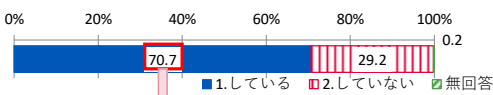


※ 令和 7 年度老人保健健康増進等事業 「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備の実施状況に関する調査研究事業」(株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所) より作成 (令和 7 年 9 月 8 日時点速報集計) ※ 全市町村に対して調査し、回答数 1317。

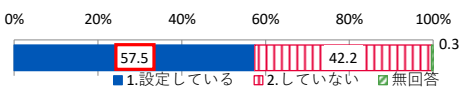
(参考資料 5)

論点① 介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた取組の推進	社会保障審議会介護保険部会 (第128回) 令和7年11月10日	資料 2
現状・課題 (続き)		
<p><総合事業の評価の実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険法上、総合事業の実施状況についての分析・評価について、市町村の努力義務とされており、市町村では、国で示す評価指標の考え方を踏まえ、それぞれの地域の実情を踏まえた評価指標を定めた上で事業評価を実施することとしている。 ○ 市町村の約7割が総合事業の評価を実施しており、そのうち約6割が評価指標を設定している（総合事業の充実に向けた評価指標を設定することも可能）。評価結果を踏まえて改善策を検討した市町村のうち約36%がサービス・活動の内容や進め方を改善したが、約29%が改善は必要だが改善には至らなかったと回答しており、評価を踏まえた改善に十分に取組めていない実態がある。 ○ また、市町村の約67%が、全部又は一部のサービス・活動事業利用者の要介護度を把握している。 ○ 実施状況の把握の方法について、国保連への請求データを活用できないサービス・活動類型は、介護予防ケアマネジメント等により継続的に確認した情報の提供を受ける、事業者が利用者を確認した情報の提供を受けるなど工夫しており、介護予防及び自立支援の効果測定が重要なサービス・活動類型については、利用実態等を把握しやすい環境をつくるのが評価の推進につながると考えられる。 		

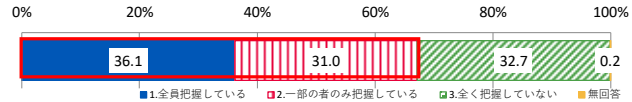
【総合事業の調査・分析・評価の実施の有無】 (n=1317)



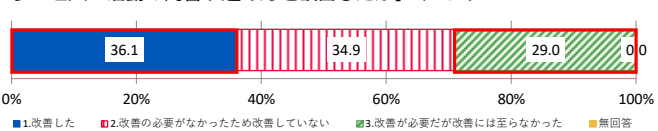
(うち評価にあたって指標を設定している市町村) (n=931)



【サービス・活動事業の利用者の年度ごとの要介護度の把握】 (n=1317)



【改善策を検討した市町村について、会議体等での検討の結果、サービス・活動の内容や進め方を改善したか】 (n=321)



※ 令和7年度老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備の実施状況に関する調査研究事業」(株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所)より作成 (令和7年9月8日時点速報集計) ※ 全市町村に対して調査し、回答数1317。

(参考資料 6)

総合事業の充実に向けたワークシートについて	社会保障審議会介護保険部会 (第128回) 令和7年11月10日	資料 2
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域支援事業実施要綱において、総合事業の充実に向けた評価のための前提となる考え方及び評価指標の例を提示した。 ○ 令和6年度老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービス・活動の充実に向けた調査研究事業」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)において、上記改正を踏まえ、市町村がワークシートの分析を通じて総合事業の目的や課題の理解を深めながら、関係者間での議論を通じて必要な取組を検討いただくための「総合事業の充実に向けたワークシート」が作成された。厚生労働省から各都道府県・市町村あて周知し、活用を促進している。 		

総合事業の充実に向けたワークシートについて

【ワークシートの目的】

- 各市町村においては総合事業の目的を理解したうえで、各地域の実情を把握し、第10期介護保険事業計画期間以降の取組に向けて、総合事業の充実のための検討をしていくことが求められているところです。
- 各市町村が地域の実情を把握し、総合事業の充実に向けた検討にあたって簡易にデータ分析等を行うことができるよう、令和6年度に改正された地域支援事業実施要綱等で示された評価指標の例などを参考とした「総合事業の充実に向けたワークシート」を作成しました。

【ワークシートの概要】

総合事業の評価の前提となる考え方などに沿った構成

- ワークシートは、基礎情報に加え、令和6年8月5日改正の「地域支援事業実施要綱」及び「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」で示された評価の視点や指標の例を参考とした構成となっています。

既存データは、市町村名を選択するだけで自動表示

- 公開されている既存データについては、多くが市町村名を選択するだけで自動表示されます。

※一部、関連ファイルを読み込む必要のあるデータや入力する必要のあるデータもありますが、ワークシート単独で使用できる項目もありますので、まずはダウンロードのうえお試しください。



市町村名を選択すると

グラフが自動表示

「確認の視点」に沿って、総合事業の充実に向けた検討

- 各地域において、具体的に何が課題か、課題に対して何をすれば良いかについては、ワークシートの出力結果を見るだけではなく、「確認の視点」などに沿って、関係者間で議論をすることが必要です。
- 各地域において、関係者間で総合事業の充実に向けた検討を行う際の基礎資料としてご活用ください。

事業報告書では、ワークシートの活用方法などを整理しています。ワークシート(Excel)と事業報告書は、以下のリンクよりダウンロードできます。ぜひご活用ください。

https://www.murc.jp/houkatsu_02/



(参考資料 7)

ワークシートイメージ ~ 表示されるデータの一例 ~

市町村名を選択するだけで、
全国、都道府県と比較できる
グラフ(時系列)が自動で表示される

<2 高齢者の視点(選択肢の拡大)>



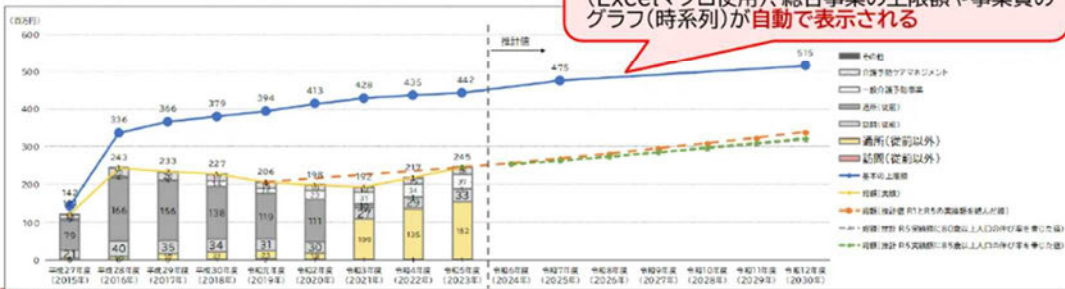
市町村名を選択するだけで、
全国、都道府県と比較できる
グラフ(単年度)が自動で表示される
※訪問型、通所型サービス両方掲載

<4 財政の視点 - 4.1支出額の水準>



過去の「地域支援事業交付金事業実績報告書」や
「総合事業上限算定の手引き」ファイルを読み込めば
(Excelマクロ使用)、総合事業の上限額や事業費の
グラフ(時系列)が自動で表示される

<4 財政の視点 - 4.2制約条件の中における持続可能性>

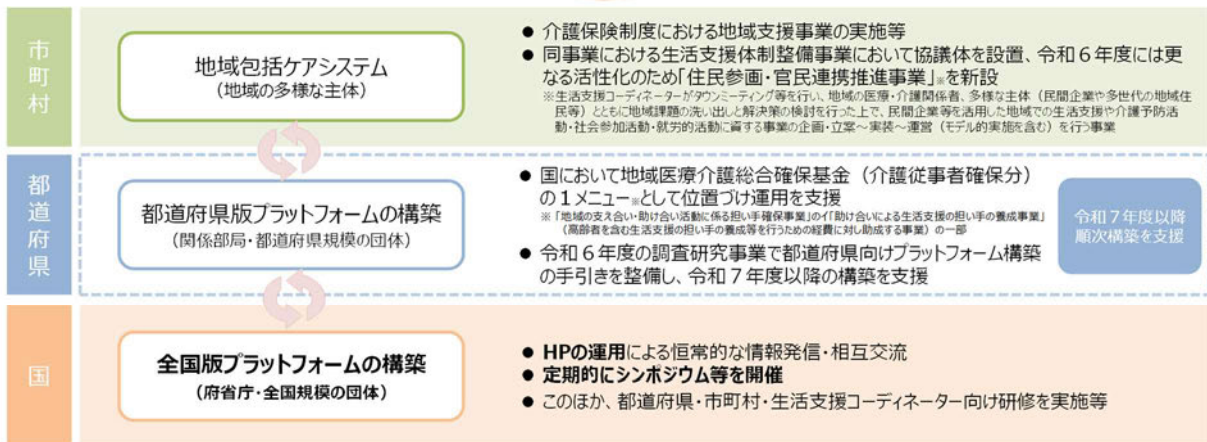


令和6年度老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービス・活動の充実に向けた調査研究事業」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

(参考資料 8)

生活支援共創プラットフォームの構築

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域の交通・産業・商業などの経済活動や住民による取組など多様な主体との関わりの中で成立するもの。
- 市町村が、高齢者の尊厳ある自立した生活を支えるための地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、こうした介護保険制度の領域を越えた活動との連携を深めることが重要であり、国・都道府県にプラットフォームを置き、地域共生社会の実現に寄与。



地域における多様な主体の共創の充実

掃除、洗濯、調理、買い物、見守り、移動(交通)、住まい、居場所、食事、健康、医療、介護、学び、文化・芸術、(多世代)交流
スポーツ・レクリエーション、まちづくり、ボランティア・地域活動、就労、後継者、防災・防犯、農地、環境保全

(参考資料 9)

生活支援共創プラットフォーム（全国版）

- ・ 高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域の交通・産業・商業などの経済活動や住民による取組など多様な主体との関わりの中で成立するものであることから、地域における多様な主体の連携・共創による高齢者の生活支援や地域づくりの促進を目指し、全国規模の関係団体・府省庁がプレーヤーとして集う全国版の「生活支援共創プラットフォーム」を構築。
- ・ 本プラットフォームは「つながる」（コミュニケーション）、「知る」（情報検索）、「うまれる」（共創）をコンセプトとし、ホームページの運用による情報発信・相互交流や定期的なシンポジウム開催（アーカイブ配信中）を実施。



全国版生活支援共創プラットフォームの主な内容

- 定期的なシンポジウム
地域づくりの実践事例を周知し、取組を進めるの契機とするために実施
専用HPにおいて、これまで開催したシンポジウムをアーカイブ配信
- 専用ホームページ
 - ・ 交流掲示板
分野を越えた交流・分野ごとの交流・自由な情報発信や双方向の対話を行う「場」
 - ・ お知らせ・イベント情報
本プラットフォーム参画団体から寄せられたイベント等の情報
 - ・ 全国規模の関係団体一覧
本プラットフォーム参画団体の情報、ホームページリンク等
 - ・ 施策・事業の説明
高齢者の生活支援や地域づくりに関連する各府省庁の関連施策、地域づくりに活用できる予算・ツール等の情報
 - ・ 多様な主体による共創事例
本プラットフォーム参画団体から寄せられた具体的な地域での取組事例

【専用HP/シンポジウム（アーカイブ配信）はこちらから】
<https://seikatsu-kyosopf.mhlw.go.jp/>

※都道府県版のプラットフォームの構築支援（手引きや財政支援）も実施。

(参考資料 10)

高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進める都道府県プラットフォーム構築の手引き

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域の交通・産業・商業などの経済活動や住民による取組など多様な主体との関わりの中で成立するもの。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、こうした介護保険制度の領域を越えた活動との連携を深めることが重要であり、国・都道府県に「高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進めるプラットフォーム（生活支援共創PF）」の構築を行い、多様な主体の参画・連携の機会をすることが重要。
- 本手引きでは、都道府県レベルでの連携促進のため、**都道府県プラットフォームの構築ステップ**や**想定される支援内容**等について整理。

こんな方向け

- ・ 市区町村における生活支援体制の整備のために都道府県からどんな支援ができるか知りたい！
- ・ 都道府県プラットフォームの構築のための道筋が知りたい！
- ・ 都道府県プラットフォーム構築のために具体的に何をしたら良いか知りたい！

⇒ 都道府県の担当者を中心に、市町村担当者、地域の多様な主体のみなさまに参照いただきたい内容を簡潔に整理！！

手引きの内容

プラットフォームって何？どうして必要なの？

第1章 都道府県プラットフォーム構築の意義と全体像

1. 地域共生社会を目指した多様な主体との連携
2. 都道府県プラットフォームの位置づけ
3. 都道府県プラットフォームと全国版プラットフォーム等との関係性
4. 都道府県プラットフォームの全体像

プラットフォームって、どうやって作ればいいのか？

第2章 都道府県プラットフォームの構築ステップ

1. 都道府県プラットフォーム活用の事前準備
2. 都道府県プラットフォームを活用した地域課題の解決
3. 都道府県プラットフォームの発展

具体的に何が必要なの？

第3章 都道府県プラットフォームを構成する主な情報・機能

1. 都道府県プラットフォームを構成する主な情報・機能の一覧
 - ・ 自治体職員・SC等向け研修
 - ・ 多様な主体の取り組み事例集
 - ・ 多様な主体リスト
 - ・ 多様な主体との事業立ち上げガイドブック
 - ・ 市町村における多様な主体と連携した生活支援の取り組みを促す伴走支援
 - ・ 市町村の生活支援体制と多様な主体をつなぐイベント開催

POINT

プラットフォームの位置づけ・全体像を整理

POINT

プラットフォーム構築の進め方と必要な取組を整理

POINT

都道府県プラットフォームで備えるのが望ましい代表的な情報や機能の整理

項目	自治体職員・SC等向け研修	多様な主体の取り組み事例集	多様な主体リスト	事業立ち上げガイドブック	伴走支援	イベント開催
自治体職員・SC等向け研修	●	○	○	○	○	○
多様な主体の取り組み事例集	○	●	○	○	○	○
多様な主体リスト	○	○	●	○	○	○
事業立ち上げガイドブック	○	○	○	●	○	○
伴走支援	○	○	○	○	●	○
イベント開催	○	○	○	○	○	●

プラットフォームで扱う情報や機能の説明、関連する事例を掲載

令和6年度老人保健健康増進等事業「地域の多様な主体が介護予防・日常生活支援総合事業に参画しやすくなる仕組みの構築に資する調査研究事業」（実施主体：株式会社日本総合研究所）より作成（手引きURL） https://www.jfn.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/pdf/2504_mhlwkrouken_report_64_2.pdf

(参考資料 11)

地域づくり加速化事業

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3982)

1 事業の目的

令和7年度当初予算額 78百万円 (89百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

- これまで団塊世代(1947~1949年生)が全員75歳以上を迎える2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じた支援パッケージを活用し、①有識者による市町村向け研修(全国・ブロック別)や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等を行ってきたところ。
- 令和4年12月の介護保険部会意見書で、「総合事業を充実していくための包括的な方策の検討を早急に開始するとともに、自治体と連携しながら、第9期介護保険事業計画期間を通じて、工程表を作成しつつ、集中的に取り組んでいくことが適当である。」との意見を受け、令和5年度に「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」を設置し、第9期介護保険事業計画期間を通じた集中的な取組を促進するため、検討会で議論を行い、令和5年12月7日に「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」を取りまとめたところ。
- 中間整理において、地域共生社会の実現に向けた基盤として総合事業を地域で活用する視点から地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくする枠組みの構築を行うこととされたところ。
- こうした検討会での議論等を踏まえ、本事業をととして総合事業の充実に向けた取組を推進していく。そのため、令和7年度においても、引き続き、以下の取組を行う。
 - ①今後、こうした伴走的支援を地域に根差した形で展開していくため、全国8か所の地方厚生(支)局主導による支援対象を拡充するとともに地域で活動するアドバイザーを養成するなど、地域レベルでの取組を一層促進していく。
 - ②また、令和4年12月の介護保険部会意見書で、第9期計画期間を通じて総合事業の充実に向けた集中的に取り組むことが適当であり、その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進することとされていることを踏まえ、生活支援体制整備事業を更に促進するためのプラットフォームの構築及び発展(全国シンポジウムの開催含む)を図る。

2 事業の概要・スキーム

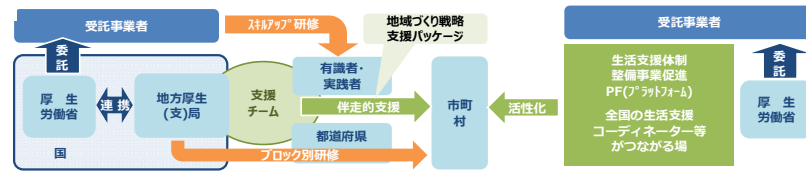
1. 地域包括ケアの推進を図るため、以下の事業により市町村を支援する。

- ① 地方厚生(支)局主導による支援パッケージを活用した伴走的支援の実施(全国24か所)
 - ・地方厚生(支)局・都道府県と連携し、市町村を支援する地域の有識者・実践者の支援スキル向上に資する研修を併せて実施
- ② 自治体向け研修の実施(各地方厚生(支)局ブロックごと)
- ③ 地域づくり戦略や支援パッケージ(注)の改訂など地域づくりに資するツールの充実

(注) 市町村等が地域包括ケアを進める際に生じる様々な課題を解決するための実施方法やポイントをまとめたもの。

2. 全国の生活支援コーディネーターや多様な分野の団体等がつながるためのプラットフォーム(PF)を構築・発展

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】

- ・国から民間事業者へ委託



【補助率】

- ・国10/10

【参考】

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」

(令和5年12月22日閣議決定)

(参考資料 12)

地域づくり加速化事業の成果物等

市町村における地域包括システムの構築・推進や総合事業の充実、また都道府県や地方厚生局による伴走的支援に資するよう、これまでの「地域づくり加速化事業」の成果物等を以下に掲載している。

■ 地域づくり加速化事業の概要

総合事業に関する厚労省ホームページ内

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html>

■ 有識者による市町村向け研修、伴走的支援の報告会

令和4・5年度事業の成果物

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32951.html

■ 支援パッケージ「地域づくり支援ハンドブックvol.2」

介護保険最新情報vol.1264

<https://www.mhlw.go.jp/content/001257663.pdf>

※令和4年度に策定したvol.1を一部改訂・市町村向けハンドブックを追加し、令和5年度にvol.2を策定。



総論	総合事業の見直しプロセス	各論
地域づくりの本質的な視点 地域づくりの目的 市町村の役割と地域支援事業 市町村が持つべき視点 関係者との対話の留意点 地域の実情を踏まえた地域づくりの視点 支援者が持つべき視点 伴走支援で心がけたいこと 対話イメージ・活用ツール	問いのSTEP1~7を例示 仮設と検証の繰り返しを意図(定量・定性データの活用を含む) 高齢者の実態、地域の実情を踏まえて、成果につながる総合事業デザインを促進	多くの市町村において課題に挙がる 10 のテーマ 1 介護予防ケアマネジメント 2 民間活用サービス 3 住民主体サービス 4 短期集中予防サービス 5 移動支援サービス 6 通いの場 7 生活支援体制整備 8 認知症施策 9 地域ケア会議 10 他府庁との連携

(参考資料 13)

令和7年度地域づくり加速化事業 ブロック別研修

全国8か所の地方厚生(支)局ごとに、各局管内の市町村職員や関係者等を対象に以下のとおり実施。

厚生局名	研修内容(詳細)	開催日時
北海道厚生局	行政説明(北海道厚生局)(北海道保健福祉部福祉局) 講演「生活支援体制整備事業における社会資源の捉え方と開発のヒント」 トークセッション「「よくある」課題から考える生活支援体制整備事業」	令和7年12月25日開催
東北厚生局	行政説明(国土交通省東北運輸局) 講演「高齢者の移動支援について、つながる・知る・うまれるのプロセスで考える」	令和7年12月19日開催
関東信越厚生局	行政説明(国土交通省関東運輸局)(関東信越厚生局) 講演「令和6年度地域づくり加速化事業参加自治体からの事例発表」他 動画説明(埼玉県富士見市活動の様子)	令和8年2月3日開催
東海北陸厚生局	講演「地域の力で支えるこれからの介護予防・重度化予防」「自立支援・重度化防止に向けたリエイブルメントの推進について」 事例発表(愛知県豊明市重層支援センター)	令和8年2月18日開催
近畿厚生局	講師対談(市町村支援担当アドバイザー2名) 事例発表(滋賀県彦根市・京都府亀岡市・大阪府大東市・兵庫県尼崎市・和歌山県かつらぎ町)	令和8年2月10日開催
中国四国厚生局	行政説明(厚生労働省老健局)(国土交通省中国運輸局) 講演「多様な主体の参画・連携による地域づくりのポイント」 事例発表&トークセッション(山口県防府市・島根県江津市・特定非営利活動法人ほっと吉和)	令和8年1月16日開催
四国厚生支局	講演「市町村が今取り組む第10期介護保険事業計画に向けた準備」「認知症の人と家族への一體的支援事業とは何か？」 事例発表(兵庫県朝来市・高知県高知市) トークセッション「わがまちでも取り組める！」	令和7年10月15日開催
九州厚生局	講演「地域支援事業実施要綱の一部改正に対応した事業デザイン」 事例発表(大分県国東市・九州厚生局地域包括ケアシステム等アドバイザー) グループワーク「生活支援体制整備事業における成果(目的)とは何か考えてみよう」	令和8年1月28日開催

(参考資料 14)

令和7年度地域づくり加速化事業 支援対象市町村一覧

令和7年度「地域づくり加速化事業」では、以下の22市町村を伴走的支援の対象として選定し、現地支援及び各支援の合間にオンラインミーティング等を実施することにより支援を実施。また、令和7年度より、地方厚生(支)局の主導による支援に加え、都道府県が支援を主導する方式も導入。

厚生局名	都道府県名	保険者名	主な支援テーマ等
北海道	北海道	比布町	生活支援体制整備事業
北海道	北海道	登別市	生活支援体制整備事業
北海道	北海道	置戸町(※)	生活支援体制整備事業
東北	秋田県	八郎潟町	生活支援体制整備事業(通いの場)
東北	宮城県	仙台市	総合事業の検証・見直し、庁内外の連携・協働
東北	青森県	大鰐町(※)	介護予防ケアマネジメント、サービス・活動(サービスC)、フレイル対策
関東信越	長野県	松本市	介護予防ケアマネジメント、サービス・活動事業(サービスA・サービスC)
関東信越	茨城県	鉾田市	介護予防ケアマネジメント、サービス・活動事業(多様なサービス全般)、生活支援体制整備事業、地域ケア会議
関東信越	神奈川県	逗子市(※)	サービス・活動事業全般(総合事業の見直し)
関東信越	新潟県	三条市(※)	総合事業の検証・見直し、サービス・活動事業(多様なサービス全般)
東海北陸	石川県	珠洲市	生活支援体制整備事業、震災復興(通所型サービス全般)
東海北陸	岐阜県	御嵩町	地域ケア会議
東海北陸	静岡県	松崎町	生活支援体制整備事業、サービス・活動事業(多様なサービス全般)
近畿	京都府	宇治市	介護予防ケアマネジメント、サービス・活動事業を土台としたフレイル対策、その他整備事業
近畿	京都府	亀岡市	介護予防ケアマネジメント、サービス・活動事業(総合事業の見直し)
中国四国	岡山県	倉敷市	介護予防ケアマネジメント、サービス・活動事業C
中国四国	広島県	府中町	生活支援体制整備事業、サービス・活動事業(多様なサービス全般)
四国	高知県	中芸広域連合	生活支援体制整備事業、総合事業の見直し
四国	香川県	土庄町	介護予防ケアマネジメント、サービス・活動事業(通所型サービス(多様なサービス))
九州	大分県	佐伯市	サービス・活動事業(サービスC)
九州	鹿児島県	東串良町	生活支援体制整備事業
九州	沖縄県	恩納村	介護予防ケアマネジメント、生活支援体制整備事業、サービス・活動事業(訪問サービスB,訪問サービスD)

(※)は都道府県主導型により実施

